

県指定有形文化財の指定

種 別	絵画の部
名称・員数	けんぼんちやくしょく とうとしながわやつやまず きょうしじょうのすずみず なにわてんぼうざんず うたがわ 絹本 著 色 東都品川八ツ山図 京四條之涼図 浪花天保山図 歌川 ひろしげひつ つけたり じくぼこ 広重筆 附 軸箱
所在地	天童市老野森一丁目二番二号（天童市美術館）
所有者	天童市
有形文化財の建造物にあつては、構造、形式、高さ、その他大きさ等	三幅対 本紙 90.0×30.0 cm 落款「立齋」 印章「墨林樵者」 金泥による画題の書き入れあり 向かって右から 「東都品川八ツ山」「京四條之涼」「浪花天保山」
年代、沿革、由来等	嘉永2～4年（1849～1851）頃
その他参考となるべき事項	拝領時の軸箱に墨書あり 蓋表「三幅対 右品川雪 中四條涼 左天保山」 身の底板の外側 「天童藩主織田信学様より／嘉永七年甲寅七月上旬拝領／三代福島治助」
指定を要する理由等	<p>指定候補は、江戸時代後期を代表する浮世絵師のひとり歌川広重（1797～1858）が、江戸・京都・大坂の名所を描いた三幅対である。</p> <p>広重は、「東海道五十三次之内」（1834）で頭角を表し、「六十余州名所図会」（1853～1856）、「江戸名所百景」（1856～1858）などの風景画のシリーズものを手がけた。大胆な構図と空などに用いられた鮮やかな青色（プルシアンブルー）は、日本だけでなく、ヨーロッパ・アメリカの人々をも魅了してきた。</p> <p>浮世絵版画は絵師・彫師・摺師の分業による制作である。絵師は下絵を描き、配色などを指定する原画兼監督であった。しかしながら、名声を博した一部の浮世絵師は、富裕層からの依頼を受けて肉筆画を残している。</p> <p>指定候補は風景画の名手としての名声を確立していた広重に対して天童藩が制作を依頼したものであり、「天童広重」と総称される一群の一つである。</p> <p>天童広重は江戸時代末期に天童を支配した織田家が、領地の名主や御用商人、周辺の藩の御用商人らに供出させた御用金の謝礼として下賜した広重の肉筆画のことである。総数は200幅以上におよぶと推定されており、現在、約130幅の存在が確認されている。</p> <p>大名家から浮世絵師に大量の作画が発注されることは大変珍しい。広重と親交があった藩士などを通して、広重に依頼したと推測されている。</p> <p>明治維新後に拝領された家から離れたものも多く、天童市にあるのは、双幅5件（県指定有形文化財1件、天童市指定有形文化財4件）と、今回の指定候補である三幅対（天童市指定有形文化財）である。そして、山形市には三幅対1件（県指定有形文化財）と双幅1件、中山町と東根市にもそれぞれ双幅1件がある。山形県外では浮世絵専門の美術</p>

## 県指定有形文化財の指定

	<p>館などに収蔵されている。</p> <p>天童広重の特徴は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本紙は縦約 90cm、幅約 30 cmの縦長の絹地</li><li>・金泥などで画題を書き入れたものが多数</li><li>・落款は「立斎」</li><li>・印章は「広重」「一立斎」「墨林／樵者」のいずれか</li><li>・表具の裂地が同じ</li><li>・双福もしくは三幅対</li><li>・ほぼ風景画（人物画なども若干ある）</li></ul> <p>織田家から下賜された際に収められていた箱も複数伝存しており、拝領年月日などが書き入れられているものもある。その書入れから、嘉永4年（1851）から下賜され始めたことがわかる。そして、広重の他の作画活動との兼ね合いから、天童広重の制作期間は嘉永2～4年（1849～1851）頃の2年程度と推定されている。</p> <p>制作期間から考えて、広重が約200幅全てを一人で手掛けたとは考えにくい。また、大英博物館所蔵の「歌川広重スケッチ帖」には現存する天童広重と同様の構図の下絵らしきものが含まれている。おそらく、天童広重には広重の下絵に基づいて弟子が制作したものが含まれているのであろう。とはいえ、彫師・摺師の分業によって制作される版画とは異なり、天童広重は広重本人の筆遣いが味わえる貴重な作品群である。</p> <p>指定候補はまず三幅対であることに価値がある。双福よりも三幅対は格が高いからである。そして、三幅に江戸・京都・大坂の三都の名所を雪月花と取り合わせるという趣向が凝らされている。左幅に大坂天保山の桜、中幅に京都四条の納涼床、右幅に品川の雪が配されており、季節は左から右へとめぐっている。</p> <p>三幅のうち、特に注目すべき点は中幅に描かれた月と女性である。四条の鴨川の納涼床は現代でも京都の風物詩としてよく知られている。江戸時代の鴨川は今よりも川幅が広く、中州もあった。納涼床は両川岸や中州にあったことが『都名所図会』（安永6年（1780）刊）の挿絵などからわかる。</p> <p>中幅の画面下部に描かれた女性は、鴨川右岸の床に団扇を手に座っている。女性の背景は鴨川の流れであるが、その上部には、絵具を塗らないことで表現した霞を挟み、鴨川の左岸に屋根付きの床と、芝居小屋と幟が立ち並ぶようすが描き出されている。さらにうえには東山の稜線が表わされ、上空には満月が浮かんでいる。</p> <p>この月は床に座る女性が見上げているものである。江戸時代の絵画において、画中の人物が見ているはずのものを人物の位置関係を無視して、同一画面のなかに描くことはよくある。本図の場合は、女性の真上に描くことによって、女性が見上げていることを暗示している。そして、三幅の水平線の位置を揃えつつ、それよりも上に満月を配することで、中幅の月を頂点とする三角形構図となっている。</p> <p>よく考えられた趣向と構図といい、女性を描き出す巧みな筆遣いといい、指定候補は広重の手になるものとしてよい。現在、存在が知られている天童広重のなかでも優れたものである。</p> <p>また、拝領時の箱も伝存しており、嘉永7年（1854）に山形の豪商であった福島家が拝領したことが記されている。</p> <p>以上の点から、指定候補と拝領時の箱はいずれも貴重なものであり、山形県指定有形文化財に相応しいものといえる。</p>
--	--

全図

